

の規定は、当分の間、これを適用しない。

昭和二十三年十月二十二日印刷

昭和二十三年十月二十三日發行

薬事法改正案によれば第六條第二項の規定は、當分の間、これを適用しない。

參議院事務局

印刷者 印 刷 局

第二回 參議院厚生委員会議録 第十五号

(第七部)

昭和二十三年六月二十四日(木曜日)
午前十時四十七分開会

本日の会議に付した事件

○麻薬取締法案(内閣提出、衆議院送付)

○大麻取締法案(内閣提出、衆議院送付)

○興行場法案(内閣提出)

○旅館業法案(内閣提出)

○公衆浴場法案(内閣提出)

○民生委員法案(内閣送付)

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○保健婦助産婦、看護婦法案(内閣送付)

○歯科衛生士法案(内閣送付)

○歯科医師法案(内閣送付)

○國民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(坂本重義)只今より開会いたしました。本日は麻薬取締法案、大麻取締法案、興行場法案、旅館業法案、公衆浴場法案、民生委員法案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、医師法案、保健婦助産婦看護婦法案、歯科衛生士法案、歯科医師法案、医療法案について、厚生大臣より逐次提案理由の説明を聽取いたします。

○國務大臣(竹田信一君)只今議題といたしました。阿片、モルヒネ、コカイン等のいわゆる麻薬は医療上欠くこ

とのできない薬品であります。これらを濫用することによって惹起される害が甚大でありますことは過去の歴史が示しておる通りであります。誠に麻薬の取扱いの如何は民族の興亡に影響するといつても過言ではありません。従つて麻薬の害悪を排除しつつ一方医療上学術上必要なものを確保し以て国民医療の元気を期すために、は、國內的にも國際的にも適切且つ強力な施策が講ぜられなければならないことは申すまでもありません。

政府におきましては、戦後國內の麻薬の取締りを一層強化するため、幾多の省令を制定し、各般の施策を講じ、鋭意邁進なきを期している次第であります。それが、その後情勢の変化に伴い法規の改定を要する点もあり、又一方には日本國憲法実施に伴いその精神に則つて、新しく法律を制定し以て取締りの万全を期すると共に、國際的協力の元壁を図るために、本法案を制定した次第であります。

本法案の構成といたしましては、「總則」「免許」「麻薬取扱者」「監督」「雜則」の六章及び附則からなつておるのでありまして、全條文は七十五條であります。

本法の構成といたしましては、「總則」「免許」「麻薬取扱者」「監督」「雜則」の六章及び附則からなつておるのでありまして、全條文は七十五條であります。

本法の構成といたしましては、「總則」「免許」「麻薬取扱者」「監督」「雜則」の六章及び附則からなつておるのでありまして、全條文は七十五條であります。

本法の構成といたしましては、「總則」「免許」「麻薬取扱者」「監督」「雜則」の六章及び附則からなつておるのでありまして、全條文は七十五條であります。

本法の構成といたしましては、「總則」「免許」「麻薬取扱者」「監督」「雜則」の六章及び附則からなつておるのでありまして、全條文は七十五條であります。

本法の構成といたしましては、「總則」「免許」「麻薬取扱者」「監督」「雜則」の六章及び附則からなつておるのでありまして、全條文は七十五條であります。

次にこの法案の骨子といたしますが、これが取締りの実態を規定する所存であり、本法案を提出する理由であります。

本法案の構成といたしましては、「總則」「免許」「大麻取扱者」「監督」「雜則」「罰則」の六章及び附則からなつておるのでありまして、全條文は二十三

條であります。

次にこの法案の骨子といたしますが、これが取締りの実態を規定する所存であり、本法案を提出する理由であります。

本法の構成といたしましては、「總則」「免許」「大麻取扱者」「監督」「雜則」「罰則」の六章及び附則からなつておるのでありまして、全條文は二十三

條であります。

すので、民生委員の推薦母体たる民生委員推薦会の構成及び選出方法を民主化し、併せて民生委員審査会の構成をも極力民主化することにいたしました。

第二に推薦会より推薦せられた者が適当でない者であつたり、適當と思われる者が推薦から洩れておるようない場合は、都道府県知事は、民生委員推薦会に対して再推薦を命じ得ることといたしました。

第三に、民生委員の資格要件を明示し、民生委員たるには市町村議会の議員の選舉権を有し、人格識見高く廣く社会の実相に通じ、且つ社会福祉の増進に熱意のある者であつて、児童委員としても適当な者についてこれを行わなければならぬこととしたのであります。

第四に、民生委員の心構えを明示いたしましたのであります。民生委員は常に人格識見の向上と職務上必要な知識及び技術の習得に努むべきことを示すと共に、民生委員が職務遂行に當つては、個人の人格を尊重し、その身上に關する秘密を守り、人情、信條、性別、社会的身分、門地等によつて差別的取扱いをすることなく、無差別平等に世話をすべきことを明示し、又その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならないということとしたのであります。

第五に、民生委員の解雇規定を設けたことでありまして、即ち特別の理由がある場合には、民生委員は任期中であります。第六に民生委員の任期を三年といたしました。

したのであります。

第七に、都道府県知事は、民生委員の措置訓練の実施に關し責任を有することを規定し、都道府県は、民生委員の指導訓練に從事する専門の吏員を置かなければならぬこととしたのであります。

第八に、民生委員協議会、民生委員協議会の常務委員及び民生委員事務所に關する規定を設けたことであります。

最後に本法施行に要する費用は、都道府県の負担とし、ただ民生委員事務所の費用のみを市町村の負担といたしましたのであります。國庫は、厚生大臣の定めるものにはその基準に従つて、これらの都道府県並びに市町村の負担した費用に對して、その四分の一を補助すべきことを規定いたのであります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

次に只今議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について提案の理由を説明申上げます。

厚生年金保険では標準報酬を基準といたしまして、保険料を徴収し保険金を決定いたしておりますが、この標準報酬月額の最高限は戦時中の六百円がそのままになつております。ところが最近問題となつております社会保障制度などとの関連で、その最高限を冬眼の状態にあるのであります。ところが最近問題となつております社会保険に適するようになつたのであります。

一躍改正健康保険と同額の八千円に引上げ、これにつれ保険給付も生活に適するようになつたのであります。

が、これに伴つて増加する保険料につきましては、給付が十数年の将来に約束されております。

すので、民生委員の任期を三年といたしました。

節いたしまして、保険料率を約三分の一に引下げ、以て被保険者と事業主の負担に沿うように工夫した次第であります。

又現行制度におきましては、何と申しましても制度自身がいわゆる長期保険であります。老後の養老給付を中心考へられております。被保険者であつた期間二十年未満の者は、障害給付のほかは掛金拂戻程度の脱退手当金の支給しかなかつたのであります。これがこれらの方に対しましては、長期保険給付といたし、残されておりました最後の給付、寡婦年金と遺児年金をこの際新たに加えまして、以て制度全体の充実を期したいと存ずるのであります。

尚最近の立法趨勢に鑑みまして、從来施行令や施行規則を委任されておりました、被保険者と事業主の権利義務に関する重要な事項は、すべてこれを法律の中に規定いたしまして、その権利擁護に万全を期したいと存するのであります。何とぞよろしく御審議下さるようお願い申上げます。

次に只今議題となりました歯科衛生士法案についてその提案の理由を説明いたします。

いたしました。我が國民の大多数が歯牙及び口腔疾患のためにその健康を害われていることは、御承知の通りであります。これは苟くも口腔疾患の予防等の処置に関する業務に從事する者は、一定の学術技能を有しなければ衛生上の危害を生ずる恐れがあるからであります。

次に只今議題となりました歯科衛生士法案についてその提案の理由を説明いたします。

いたしました。我が國民の大多数が歯牙及び口腔疾患のためにその健康を害われていることは、御承知の通りであります。これは苟くも口腔疾患の予防等の処置に関する業務に從事する者は、一定の学術技能を有しなければ衛生上の危害を生ずる恐れがあるからであります。

その業務を行ふに當つては、歯科医師の直接の指導下においてすることを要す。

第一にこの兩法案はいわゆる医師、先ず医師法案及び歯科医師法案について申述べます。

第一にこの兩法案はいわゆる医師、歯科医師の身分法とも申すべきものであります。医師及歯科医師の業務内容の異なるに従い、これを別個の法律といたしますと共に、その規定の内容にも若干の差異がありますが、一面

予防とは常に並行して行われなければ、その効果は十分でないであります。

そこで、歯科疾患の予防については今までのところ十分積極的な措置が講ぜられていました。この意味において歯科医師との緊密な聯繫の必要があることを希望いたします。

次に只今議題となりました医師法案、歯科医師法案、保健婦助産看護婦法案及び医療法案についてその提案の理由を説明いたします。

國民医療法は、新憲法施行下の現在の事態には適合しない点が多くありますと共に、一方終戦後の社会情勢の変化に對應する新たな医事制度の確立が必要であります。國民医療法を改めし新たな医事法規を制定いたします。

第一に歯科衛生士にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならぬこととし、免許は文部大臣を申上げます。以下にその内容の大略を申上げますと、第一に歯科衛生士にならうとする者は、都道府県知事の指定した学校、養成所等を卒業した者であつて、更に厚生大臣の行う歯科衛生士試験に合格した者に對してこれを與えることとしております。これは苟くも口腔疾患の予防等の処置に関する業務に從事する者は、臣の行う歯科衛生士試験に合格した者に對してこれを與えることとしておりま

ります。これは苟くも口腔疾患の予防等の処置に関する業務に從事する者は、一定の学術技能を有しなければ衛生上の危害を生ずる恐れがあるからであります。

次に只今議題となりました歯科衛生士法案についてその提案の理由を説明いたします。

いたしました。我が國民の大多数が歯牙及び口腔疾患のためにその健康を害われていることは、御承知の通りであります。これは苟くも口腔疾患の予防等の処置に関する業務に從事する者は、一定の学術技能を有しなければ衛生上の危害を生ずる恐れがあるからであります。

その業務を行ふに當つては、歯科医師の直接の指導下においてすることを要す。

第一にこの兩法案はいわゆる医師、歯科医師の身分法とも申すべきものであります。医師及歯科医師の業務内容の異なるに従い、これを別個の法律といたしますと共に、その規定の内容にも若干の差異がありますが、一面

が、本法案の成立は、今後の我が國における歯科疾患の予防に相当大きな役割を果すこと期待いたしておるのであります。

何とぞ慎重御審議の上可決されることを希望いたします。

が、本法案の成立は、今後の我が國における歯科疾患の予防に相当大きな役割を果すこと期待いたしておるのであります。何とぞ慎重御審議の上可決されることを希望いたします。

が、本法案の成立は、今後の我が國における歯科疾患の予防に相当大きな役割を果すこと期待いたしておるのであります。何とぞ慎重御審議の上可決されることを希望いたします。

7

<p>○委員長(塚本重蔵君) 全会一致と認めます。よつて三案は全会一致を以て原案通り可決することに決定いたしました。</p> <p>○委員長(塚本重蔵君) 衣上で本院規則第百四條による諸般の手続きは委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>○委員長(塚本重蔵君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條により三案を可とされた方は、それより御署名願います。</p> <p>(多数同意者の署名)</p> <p>出席者は左の通り</p> <table border="0"> <tr> <td>委員長</td> <td>塚本 重蔵君</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>河崎 ナツ君 中平 常太郎君 三木 治朗君 草葉 隆圓君 中山 藤彦君 安達 良助君 木内 キヤウ君 小林 澄馬君 藤森 真治君 井上 なつゑ君 姫井 伊介君 山下 義信君</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>今泉 政章君 谷口彌二郎君</td> </tr> </table>	委員長	塚本 重蔵君	委員	河崎 ナツ君 中平 常太郎君 三木 治朗君 草葉 隆圓君 中山 藤彦君 安達 良助君 木内 キヤウ君 小林 澄馬君 藤森 真治君 井上 なつゑ君 姫井 伊介君 山下 義信君	理事	今泉 政章君 谷口彌二郎君	<p>○委員長(塚本重蔵君) 署名洩れはございませんか……。署名洩れはないと認めます。本日はこれにて散会いたします。</p> <p>午後零時三十五分散会</p>	<p>六月二十二日本委員会に左の事件を付託された。</p> <p>一、興行場法案(第八十七号) 一、公衆浴場法案(第八十八号) 一、旅館業法案(八十九号)</p> <p>同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。</p> <p>一、医師法案(予第百七十三号) 一、保健婦助産婦看護婦法案(予第百七十四号) 一、歯科衛生士法案(予第百七十六号) 一、興行場法案</p> <p>第一條 この法律で「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演藝又は観世物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。</p> <p>この法律で「興行場営業」とは、都道府県知事の許可を受けて、業として興行場を経営することをい</p>	<p>國務大臣 厚生大臣 竹田 儀一君 厚生政務次官 赤松 常子君 (保険局長) 宮崎 太一君 (公衆保険局長) 三木 行治君 厚生事務官 技官</p>
委員長	塚本 重蔵君								
委員	河崎 ナツ君 中平 常太郎君 三木 治朗君 草葉 隆圓君 中山 藤彦君 安達 良助君 木内 キヤウ君 小林 澄馬君 藤森 真治君 井上 なつゑ君 姫井 伊介君 山下 義信君								
理事	今泉 政章君 谷口彌二郎君								

生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條 興行場營業を営む者（營業者といふ。以下同じ。）は、興行場について、換氣、照明、防濕及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府縣が條例でこれを定める。

第四條 入場者は、興行場において、衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 营業者又は興行場の管理者は、前項の行為をする者に対して、そなへては當該更員に、興行場に立ち入り、第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができること。

2 当該更員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帶し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第六條 都道府縣知事は、營業者が第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて營業の停止を命ずることができる。

をしようとするときは、当該營業者又はその代理人の出頭を求めて、公開に聴聞を行わなければならない。

2 都道府縣知事は、前條の处分の区分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の二週間前までに、当該營業者に通知しなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する。

一 第二條第一項の規定に違反した者

二 第六條第一項の規定による命令に違反した者

第九條 第五條第一項の規定によることを報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條 第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを拘禁又は科料に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前三條の違反行為をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金又は科料を科する。

附 則

第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により營業の許可を受け、又は營業の届出をして興行場營業を営んでいる者は、第二條第八項の規定による許可を受ける。

けたものとみなす。

第十四條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに興行場営業を営み、この法律施行の際に興行場営業を営んでいた者は、この法律施行の日から二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き興行場営業を営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

3 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

公衆浴場法案

第一條 この法律で「公衆浴場」とは、溫湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入れ浴させる施設をいう。

2 この法律で「浴場業」とは、都道府県知事の許可を受けて、業として公衆浴場を經營することをいう。

第二條 業として公衆浴場を經營しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條 沐浴業を営む者（営業者と

いう。以下同じ。）は、公衆浴場に

ついて、換気、採光、照明、保温

及び清潔その他入浴者の衛生及び

風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、

都道府県知事が条例で、これを定

める。

第四條 営業者は傳染性の疾病にか

かっている者と認められ、又は他

の入浴者の入浴に支障を與える處

ある精神疾患と認められる者に

対しては、入浴を拒まなければな

らない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用され

る公衆浴場で、都道府県知事の許

可を受けたものについては、この

限りでない。

第五條 入浴者は、公衆浴場におい

て、浴槽内を著しく不潔にし、

その他公衆衛生に害を及ぼす處の

ある行爲をしてはならない。

2 営業者又は公衆浴場の管理者は

前項の行爲をする者に対して、そ

の行爲を制止しなければならな

い。

第六條 都道府県知事は、必要があ

ると認めるときは、営業者その他

の関係者から必要な報告を求め、

又は当該更員が公衆浴場に立ち入り

り第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができ

る。

2 当該更員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、

その身分を示す証票を携帯し、且

れを示さなければならない。

第七條 都道府県知事は、営業者が、

公衆浴場を営むにあたっては、

前項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事が、前項の処分をし

ようとするとは、あらかじめ当該

営業者に、その処分の原因と認められる違反行為を文書をもつて通知し、當該営業者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の罰金又は五千円以下の罰金に処する。

1 第二條第一項の規定に違反した者

2 前條第一項の規定による命令に違反した者

3 第九條 第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該更員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

4 第十條 左の各号の一に該当する者は、これ拘束又は科料に処する。

5 第十一條 法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人その他の從業者がその法人又は人の業務に関する

行為をしたときは、當該法人の

行為をした者と同様に處せら

れる。

6 第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行す

る。

7 第十三條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、都道府県知事の定めるホテルとしての基準に合うものをいう。

8 第十四條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに浴場業を営み、この法律施行の際現に浴場業を営んでいた者は、この法律施行の日から、二月間は、第二條第一項の規定にかかるわらず、引き続き浴場業を営むことができる。

9 第十五条 都道府県知事は、前項の営業の許可を受けたものとみなす。

10 第十六条 旅館業法

旅館業取締法

第一條 この法律は、旅館業に対し

て、公衆衛生の見地から必要な取

締を行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とす

る。

2 第二條 第四條の規定により営業者が拒

んだにもかかわらず入浴した者は、第五條第一項の規定に違反した

る。

3 第三條 第二項の規定に違反した者は、第五條第一項の規定に違反した者

は、これ拘束又は科料に処する。

4 第四條 第四條又は第五條第二項の規定に違反した者は、第五條第一項の規定に違反した者

は、これ拘束又は科料に処する。

5 第五條 第二項の規定に違反した者は、第五條第一項の規定に違反した者

は、これ拘束又は科料に処する。

6 第六條 第二項の規定に違反した者は、第六條第一項の規定に違反した者

は、これ拘束又は科料に処する。

7 第七條 第二項の規定に違反した者は、第七條第一項の規定に違反した者

は、これ拘束又は科料に処する。

に對しても、各本條の罰金又は料を科する。

附 則

第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行す

る。

第十三條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により営業の許

可を受け、又は営業の届出をして、都道府県知事の定めるホテルとしての基

準に合うものをいう。

第十四條 この法律で「旅館」とは、一日又

は数日を単位とする宿泊料を受け人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定めるホテルとしての基

準に合うものをいう。

第十五條 この法律で「下宿」とは、一日を

単位とする宿泊料又は室料を受け人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

第十六條 この法律で「旅館」とは、一日又

は数日を単位とする宿泊料を受け人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

第十七條 この法律で「下宿」とは、一週間以上上の期間を単位とする宿泊料又

は室料を受け人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

第十八條 この法律で「宿泊」とは、一週間以上上の期間を単位とする宿泊料又

は室料を受け人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

第十九條 この法律で「宿泊料」とは、

宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

第二十条 この法律で「宿泊者」とは、

宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

第二十一条 この法律で「宿泊者名簿」とは、

宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

第二十二条 この法律で「旅館業」とは、

旅館業を営むにあたっては、

前項の規定による許可を受けて、業

業者を営むにあたっては、前項の規定による許可を受けて、業

業者を営むにあたっては、前項の規定による許可を受けて、業

は、この法律で「ホテル」とは、一日又

は数日を単位とする宿泊料を受け人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定めるホテルとしての基

準に合うものをいう。

3 この法律で「旅館」とは、一日又

は数日を単位とする宿泊料を受け人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

4 この法律で「下宿」とは、一週間以上上の期間を単位とする宿泊料又

は室料を受け人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

5 この法律で「宿泊」とは、一週間以上上の期間を単位とする宿泊料又

は室料を受け人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

6 この法律で「宿泊料」とは、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

7 この法律で「宿泊者」とは、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

8 この法律で「旅館業」とは、旅館業を営むにあたっては、

前項の規定による許可を受けて、業

業者を営むにあたっては、前項の規定による許可を受けて、業

の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。

二、宿泊しようとする者が、とばく、その他の違法行為をする風紀を亂す行爲をする感があると認められるとき。

三、宿泊施設に余裕がないときその他の違法行為をする感があるとき。

四、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

五、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

六、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

七、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

八、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

九、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

十、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

十一、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

十二、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

十三、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

十四、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

十五、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

十六、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

十七、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

十八、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

十九、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

二十、宿泊料を受ける人を宿泊させる施設で、都道府

県知事の定める旅館として基準に合うものをいう。

業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前條の処分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに、当該業者に通知しなければならない。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

1 第三條第一項の規定に違反した者

2 第八條の規定による命令に違反した者

3 第十一條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金に処する。

4 第五條又は第六條第一項の規定に違反した者

5 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は當該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

6 第十二條第六條第二項の規定に違反して同條第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘置又は科料に処する。

7 第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第十條又は第十一條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附 則

第十四條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十五條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により営業の許可を受けて旅館営業又は下宿営業を營んでいた者は、それぞ第三條第一項の規定による許可をうけたものとみなす。

第十六條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに旅館営業又は下宿営業を營み、この法律施行の際現に、これを營んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかわらず、引き続きこれを營むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨届け出なければならぬ。

3 前項の届出をした者は、それぞれ第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 厚生省に医籍を備え、医師免許に関する事項を登録する。

3 厚生大臣は、免許を與えたときによつて、これをなす。

4 医師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所、事業に從事する者について、その場所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を經由して厚生大臣に届け出なければならない。

5 第七條 医師が、第三條の該当するときには、厚生大臣は、その免許を取り消す。

6 前項の通知を受けた者は、代理人に出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 井明の聽取をした者は、聽取書を作り、これを保存すると共に、報告書を作成し、且つ、処分の決定について厚生大臣に意見を述べなければならない。

8 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第六條第一項及び第二項の規定を適用する。

9 厚生大臣は、前三項に規定する処分をなすに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聽かなければならない。

10 第一條 医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄與し、もつて國民の健康な生活を確保するものとする。

医師法案

医師法

第一章 総則

第二章 免許

第三章 試験

第四章 訓練

第五章 惩治

第六章 罰則

第七章 附則

第八章 附則

第九章 附則

第十章 附則

第十一章 附則

第十二章 附則

第十三章 附則

第十四章 附則

第十五章 附則

第十六章 附則

第十七章 附則

第十八章 附則

第十九章 附則

第二十章 附則

第二十一章 附則

第二十二章 附則

第二十三章 附則

第二十四章 附則

第二十五章 附則

第二十六章 附則

第二十七章 附則

第二十八章 附則

第二十九章 附則

第三十章 附則

第三十一章 附則

第三十二章 附則

第三十三章 附則

第三十四章 附則

第三十五章 附則

第三十六章 附則

第三十七章 附則

第三十八章 附則

第三十九章 附則

第四十章 附則

第四十一章 附則

第四十二章 附則

第四十三章 附則

第四十四章 附則

第四十五章 附則

第四十六章 附則

第四十七章 附則

第四十八章 附則

第四十九章 附則

第五十章 附則

第五十一章 附則

第五十二章 附則

第五十三章 附則

第五十四章 附則

第五十五章 附則

第五十六章 附則

第五十七章 附則

第五十八章 附則

第五十九章 附則

第六十章 附則

第六十一章 附則

第六十二章 附則

第六十三章 附則

第六十四章 附則

第六十五章 附則

第六十六章 附則

第六十七章 附則

第六十八章 附則

第六十九章 附則

第七十章 附則

第七十一章 附則

第七十二章 附則

第七十三章 附則

第七十四章 附則

第七十五章 附則

第七十六章 附則

第七十七章 附則

第七十八章 附則

第七十九章 附則

第八十章 附則

第八十一章 附則

第八十二章 附則

第八十三章 附則

第八十四章 附則

第八十五章 附則

第八十六章 附則

第八十七章 附則

第八十八章 附則

第八十九章 附則

第九十章 附則

第九十一章 附則

第九十二章 附則

第九十三章 附則

第九十四章 附則

第九十五章 附則

第九十六章 附則

第九十七章 附則

第九十八章 附則

第九十九章 附則

第一百章 附則

第一百一章 附則

第一百二章 附則

第一百三章 附則

第一百四章 附則

第一百五章 附則

第一百六章 附則

第一百七章 附則

第一百八章 附則

第一百九章 附則

第一百十章 附則

第一百十一章 附則

第一百十二章 附則

第一百十三章 附則

第一百十四章 附則

第一百十五章 附則

第一百十六章 附則

第一百十七章 附則

第一百十八章 附則

第一百十九章 附則

第一百二十章 附則

第一百二十一章 附則

第一百二十二章 附則

第一百二十三章 附則

第一百二十四章 附則

第一百二十五章 附則

第一百二十六章 附則

第一百二十七章 附則

第一百二十八章 附則

第一百二十九章 附則

第一百三十章 附則

第一百三十一章 附則

第一百三十二章 附則

第一百三十三章 附則

第一百三十四章 附則

第一百三十五章 附則

第一百三十六章 附則

第一百三十七章 附則

第一百三十八章 附則

第一百三十九章 附則

第一百四十章 附則

第一百四十一章 附則

第一百四十二章 附則

第一百四十三章 附則

第一百四十四章 附則

第一百四十五章 附則

第一百四十六章 附則

第一百四十七章 附則

第一百四十八章 附則

第一百四十九章 附則

第一百五十章 附則

第一百五十一章 附則

第一百五十二章 附則

第一百五十三章 附則

第一百五十四章 附則

第一百五十五章 附則

第一百五十六章 附則

第一百五十七章 附則

第一百五十八章 附則

第一百五十九章 附則

第一百六十章 附則

第一百六十一章 附則

第一百六十二章 附則

第一百六十三章 附則

第一百六十四章 附則

第一百六十五章 附則

第一百六十六章 附則

第一百六十七章 附則

第一百六十八章 附則

第一百六十九章 附則

第一百七十章 附則

第一百七十一章 附則

第一百七十二章 附則

第一百七十三章 附則

第一百七十四章 附則

第一百七十五章 附則

第一百七十六章 附則

第一百七十七章 附則

第一百七十八章 附則

第一百七十九章 附則

第一百八十章 附則

第一百八十一章 附則

第一百八十二章 附則

第一百八十三章 附則

第一百八十四章 附則

第一百八十五章 附則

第一百八十六章 附則

第一百八十七章 附則

第一百八十八章 附則

第一百八十九章 附則

第一百九十章 附則

第一百九十一章 附則

第一百九十二章 附則

第一百九十三章 附則

第一百九十四章 附則

第一百九十五章 附則

第一百九十六章 附則

第一百九十七章 附則

第一百九十八章 附則

第一百九十九章 附則

第二百章 附則

第二百一章 附則

第二百二章 附則

第二百三章 附則

第二百四章 附則

第二百五章 附則

第二百六章 附則

第二百七章 附則

第二百八章 附則

指導に従事することを業とする女子をいう。

第三條 この法律において、「助産婦」とは、厚生大臣の免許を受けた、助産又は妊娠、じよく婦若しくは新生兒の保健指導をなすことを業とする女子をいう。

第四條 看護婦は、甲種看護婦及び乙種看護婦とする。

第五條 この法律において、「甲種看護婦」とは、厚生大臣の免許を受け、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすこと業とする女子をい

う。

第六條 この法律において、「乙種看護婦」とは、都道府縣知事の免許を受けて、医師、歯科醫師又は甲種看護婦の指示を受けて、前條に規定すること(急性且つ重症の傷病者又はじよく婦に対する療養上の世話を除く)をなすこと業とする女子をいう。

第七條 保健婦、助産婦又は甲種看護婦になる者には、甲種看護婦試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。

第八條 乙種看護婦になる者には、乙種看護婦試験に合格し、都道府縣知事の免許を受けなければならない。

第九條 つんば、おし又は貞の者には、前二條の規定による免許(以下免許といふ)を與えない。

第十條 左の各号の一に該当する者は、免許を與えないことがある。
第一項の規定による免許を受ける者は、甲種看護婦試験に合格し、都道府縣知事の免許を受けなければならない。

めて業務の停止を命ずることがで

きる。

4 乙種看護婦が第十條各号の一に該当し、又は乙種看護婦としての品位に損するような行爲があつた者は、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができ

る。

5 前二項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病かなおり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第十三條の規定による取消処分

三 前号に該当する者を除く外保健婦、助産婦又は看護婦の業務に觸し犯罪又は不正の行爲があつた者は、都道府縣知事は、その中等者又は傳染性の疾患にかかるている者

四 精神病者、麻薬若しくは大麻の中等者又は傳染性の疾患有かつている者

五 素行が著しく不良である者

六 健婦、助産婦又は看護婦の業務に觸し犯罪又は不正の行爲があつた者は、都道府縣知事は、その中等者又は傳染性の疾患有かつている者

七 健婦及び甲種看護婦籍を備え、産婦免許、助産婦免許及び甲種看護婦免許に関する事項を登録する。

八 都道府縣に、乙種看護婦を備え、乙種看護婦免許に関する事項を登録する。

九 第十二條 免許は、保健婦籍、助産婦籍及び甲種看護婦籍を備え、乙種看護婦免許に関する事項を登録する。

十 第十三條 免許は、保健婦籍、助産婦若しくは甲種看護婦籍又は乙種看護婦籍に登録することによつて、これをなす。

十一 第十四條 免許は、甲種看護婦又は乙種看護婦免許証、助産婦免許証若しくは甲種真看護婦又は乙種看護婦免許証を交付する。

十二 第十五條 厚生大臣は、前條第一項第三項又は第五項に規定する処分をなすに當つては、あらかじめ保健婦、助産婦、看護婦試験審議会の意見を聽かなければならぬ。

十三 第十六條 この章に規定するもの外、免許の申請、保健婦籍、助産婦籍、甲種看護婦及び乙種看護婦籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住所の届出に関する手続を省令でこれを定める。

十四 第十七條 保健婦國家試験、助産婦國家試験、甲種看護婦國家試験又は乙種看護婦試験は、それぞれ保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦として必要な知識及び技能を有すると認められたもの

十五 第十八條 保健婦國家試験、助産婦國家試験及び甲種看護婦國家試験又は、都道府縣知事が、毎年少くとも一回これをを行う。

十六 第十九條 保健婦國家試験は、甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該官吏若しくは更員又は保健婦助産婦看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該处分を受ける者に對し、あらかじめ書面を以て、弁明をなすべき事由を通知しなければならない。

十七 第二十條 助産婦試験は、甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

十八 第二十一條 各号の一に該当する者には、左の各号の一に該当する者には、甲種看護婦試験に合格した者又は乙種看護婦試験に合格した者又は、都道府縣知事が、毎年少くとも一回これをを行う。

十九 第二十二条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

二十 第二十三条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

成所を卒業した者

又は外國において保健婦学校を卒業し、得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

二十一 第二十四條 助産婦試験は、甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

二十二 第二十五条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

二十三 第二十六条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

二十四 第二十七条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

二十五 第二十八条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

二十六 第二十九条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

二十七 第三十条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

二十八 第三十一条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

二十九 第三十二条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

三十 第三十三条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

三十一 第三十四条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

三十二 第三十五条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

三十三 第三十六条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

三十四 第三十七条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

三十五 第三十八条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

三十六 第三十九条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

三十七 第四十条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

三十八 第四十一条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

三十九 第四十二条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

四十 第四十三条 甲種看護婦試験は、文部大臣の指定した甲種看護婦試験審議会の委員若しくは乙種看護婦試験委員に対しても弁明する機会が與えられなければならぬ。この場合においては、厚生大臣又は都道府縣知事は、當該

第二十條 左の各号の一に該当する者には、免許を與えないことがある。

のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定

め書面を以て、弁明をなすべき事由を通知しなければならない。

日時、場所及び善該処分をなすべき事由を通知しなければならぬ。

て一年以上保健婦になるに必要な学科を修めた者

外國の看護婦学校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が第一号又

は第二号に掲げる者と同等以上

の知識及び技能を有すると認められたもの

第二十二條 乙種看護婦試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることはできない。

一 文部大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者

二 厚生大臣の指定した乙種看護婦養成所を卒業した者

三 前條第一号、第二号又は第四

該に該当する者

四 外國の看護学校を卒業し、又は外國において看護免許を得た者のうち、前條第四号に該当しない者で、厚生大臣が適当と認めたもの

五 厚生大臣の諮問に應じて保健婦國家試験、申種看護婦國家試験及び乙種看護婦試験に関する重要な事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦看護婦試験審議会（以下審議会といふ）を置く。

第六條 審議会は、前項に規定する事項の外、厚生大臣の諮問に應じて第十九條から前條までの各第二号の規定による養成所の指定に関する事項を調査審議するものとする。

第二十四條 保健婦國家試験、助産婦國家試験及び甲種看護婦國家試験の実施に関する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に属する保健婦助産婦看護婦試験委員（以下試験委員といふ）を置く。

第七章 厚生委員会会議録第十五号 昭和二十三年六月二十四日 [参議院]

く。

2 厚生大臣は、前項に定めるもの

の外、試験委員に第十九條から第二十二條までの各第二号の規定による養成所に關して必要な事項を

調査させることができる。

第二十五條 乙種看護婦試験の実施に關する事項を掌らせるために、都道府縣知事の監督に属する乙種看護婦試験委員を置く。

第二十六條 厚生大臣は、都道府縣知事に対し、乙種看護婦試験の実施について必要な事項を指示し、又は試験委員に、乙種看護婦試験の基準に關して、乙種看護婦試験委員を指導させることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指示をなし、又は指導をさせる場合、審議会の意見を聽かなければならない。

第二十七條 試験委員、乙種看護婦試験委員その他保健婦國家試験、助産婦國家試験又は乙種看護婦試験の実施に關する事務を掌る者は、その事務の施行に當つては厳正を保持し、不正の行為のないようにしなければならない。

第二十八條 この章に規定するもの以外、保健婦國家試験、助産婦國家試験又は乙種看護婦試験の試験科目、受験家試験、申種看護婦國家試験又は乙種看護婦試験の試験科目、受験手続その他の試験に關して必要な事項は、省令でこれを定めなければならない。

第四章 業務

第二十九條 保健婦でなければ、保健婦又はこれに類する名稱を用いて、第二條に規定する業をしてはならない。

第三十条 助産婦でなければ、第三十一条 助産婦は、前項に規定する業務を從事するためには、甲種看護婦試験の実施に關する事項を掌らせるものとす

る。第三十二条 乙種看護婦は、前項に規定する業務を掌らせるものとす

る。第三十三条 保健婦又は乙種看護婦が、その業務

を開始しようとする場合又は廃止した場合には、就業地の都道府

県知事にその旨を届け出なければならぬ。但し、医師法又は歯科

医師法の規定に基いてなす場合

は、この限りでない。

第三十四条 保健婦、助産婦、甲種

看護婦又は乙種看護婦が、その業

務を開始しようとする場合又は廃止した場合には、就業地の都道府

県知事にその旨を届け出なければならない。

第三十五条 保健婦は、傷病者の療養上の指導を行うに當つて主治の

医師又は歯科医師があるときは、

その指示を受けなければならぬ

旨を記入する。

第三十六条 保健婦は、前項に規定する業務を掌らせる場合又は廃止した場合には、就業地の都道府

県知事にその旨を届け出なければならない。但し、医師法又は歯科

医師法の規定に基いてなす場合

は、この限りでない。

第三十七条 保健婦、助産婦又は看護婦は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合の外、診療機械を使用し、医薬品を授與し、又

は医薬品について指示をなしその他医師若しくは歯科医師が行うの

でなければ衛生上危害を生ずる

ある行為をしてはならない。但し、臨時緊急の手当をなし、又は

助産婦が、そのお切り、かん腸

を施し、その他の助産婦の業務に当たる行為をしてはならない。

第三十八条 助産婦は、妊娠、産婦、

分娩名簿、就業助産婦名簿、就業申種看護婦名簿又は就業乙種看護婦名簿を備えて、前條の規定による届出に関する事項を記載し、

業務開始の届出をなした者に対し

ては、保健婦業務從事証、助産婦業務從事証、甲種看護婦從事証又は乙種看護婦業務從事証を交付し、業務機械の届出をなした者に

対しては、それぞれ從事証にその

事項は、省令でこれを定める。

2 前項の名簿及び從事証に關する

事項は、省令でこれを定める。

第三十九條 保健婦は、傷病者の療養上の指導を行つて主治の

医師又は歯科医師があるときは、

その指示を受けなければならぬ

旨を記入する。

第四十条 助産婦は、妊娠四月以上

の死産児を検索して異常がある

と認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければならない。

助又は死胎の検案をしないで、出

生証明書、死產証書又は死胎検案書を交付してはならない。

第四十一条 助産婦は、妊娠四月以上

の死産児を検索して異常がある

と認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければならない。

助又は死胎の検案をしないで、出

生証明書、死產証書又は死胎検案書を交付してはならない。

第四十二条 助産婦が分娩の介助を

したときは、助産の介助を

したときには、助産の介助を

したときには、助産の介助を

したときには、助産の介助を

したときには、助産の介助を

したときには、助産の介助を

したときには、助産の介助を

したときには、助産の介助を

したときには、助産の介助を

は助産又は妊娠、じよく婦若しくは新生兒の保健指導の求があつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

た助産婦は、出生證明書、死產証書又は死胎検案書の交付の求めがあれば、これを拒んではならない。

これを拒んではならない。

2 分娩の介助又は死胎の検案をし

た助産婦は、出生證明書、死產証書又は死胎検案書の交付の求めがあれば、これを拒んではならない。

第三十九條 保健婦は、傷病者の療養上の指導を行つて主治の

医師又は歯科医師があるときは、

その指示を受けなければならぬ

旨を記入する。

第四十条 助産婦は、妊娠四月以上

の死産児を検索して異常がある

と認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければならない。

助又は死胎の検案をしないで、出

生証明書、死產証書又は死胎検案書を交付してはならない。

第四十二条 助産婦が分娩の介助を

したときは、助産の介助を

したときには、助産の介助を

九

二 虚偽又は不正の事実に基いて
免許を受けた者

2 前項第一号の罪を犯した者が、
助産婦、看護婦又はこれに類似し
た名称を用ひたものであるとき
は、これを二年以下の懲役又は二
万円以下の罰金に処する。

第四十四條 左の各号の一に該当
する者は、これを六月以下の懲役又
は五千円以下の罰金に処する。

一 業務停止中の保健婦、助産婦
又は看護婦であつて、その業務
をなしたるもの

二 第三十五條から第三十八條ま
での規定に違反した者

三 第二十七条の規定に違反して
故意若しくは重大な過失により
事故に不正の採点をした者

四 第三十三條又は第三十九條か
ら第四十二条までの規定に違反
した者は、これを五十円以下の罰金
に処する。

二 第三十五条から第三十八條ま
での規定に違反した者

三 第二十七条の規定に違反して
故意若しくは重大な過失により
事故前に試験問題を漏らし、又は
故意に不正の採点をした者

四 第三十三條又は第三十九條か
ら第四十二条までの規定に違反
した者は、これを五十円以下の罰金
に処する。

二 第十六條の規定に基いて発す
る省令の規定に違反した者

三 第十六條の規定に基いて発す
る省令の規定に違反した者

四 第四十六條 この法律中、学校及び
養成所の指定に関する部分並びに
第四十七條から第五十条までの規
定は、医師法施行の日から、看護
婦に関する部分は、昭和二十五年
九月一日から、その他の部分は、
昭和二十六年九月一日から、これ
を施行する。

第五十一条 保健婦、助産婦、看護婦
令（昭和二十二年政令第二百二十
四号）は、これを廃止する。

第四十八條 保健婦及び助産婦につ
いて必要な事項は、昭和二十六年
八月三十一日までは、命令でこれ
を定める。

第四十九條 保健婦及び助産婦につ
いて必要な事項は、昭和二十六年
八月三十一日までは、命令でこれ
を定める。

第五十条 保健婦及び助産婦につ
いて必要な事項は、昭和二十六年
八月三十一日までは、命令でこれ
を定める。

第五十一条 保健婦及び助産婦につ
いて必要な事項は、昭和二十六年
八月三十一日までは、命令でこれ
を定める。

第五十二条 保健婦及び助産婦につ
いて必要な事項は、昭和二十六年
八月三十一日までは、命令でこれ
を定める。

第五十三条 旧看護婦規則により都
道府県知事の看護婦免許を受けた
者は、第三十一條の規定にかかる
前項の規定に基く命令とみなす。

第五十四条 旧看護婦規則により都
道府県知事の看護婦免許を受けた
者は、第三十一條の規定に基く命
令とみなす。

第五十五条 旧看護婦規則により都
道府県知事の看護婦免許を受けた
者は、第三十一條の規定に基く命
令とみなす。

第五十六条 旧看護婦規則により都
道府県知事の看護婦免許を受けた
者は、第三十一條の規定に基く命
令とみなす。

第五十七条 旧看護婦規則により都
道府県知事の看護婦免許を受けた
者は、第三十一條の規定に基く命
令とみなす。

第五十八条 旧看護婦規則により都
道府県知事の看護婦免許を受けた
者は、第三十一條の規定に基く命
令とみなす。

第五十九條 旧看護婦規則により都
道府県知事の看護婦免許を受けた
者は、第三十一條の規定に基く命
令とみなす。

第六十条 男子である看護人に對
する規則

2 國民醫療法に基く看護婦規則
(大正四年内務省令第九号、以下出
看護婦規則という。)は、昭和二十
五年八月三十一日までは、これを
前項の規定に基く命令とみなす。

3 第一項の規定に基く命令とみなす
に違反し、免許を受けないで看護
婦の業務をした者は、これを六月
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

4 第一項の規定に基く命令の規定
に違反し、看護婦の業務停止中の看護
婦であつてその業務をしたもの
は、これを五千円以下の罰金に処
する。

5 第一項の規定に基く命令の規定
に違反し、免許、登録又は届出に關
する必要な手續を怠つた者は、こ
れを五百円以下の罰金に処する。

2 前項の者については、その從事
することのできる範囲以外の事項
に關しては、この法律のうち乙種
看護婦に関する規定を準用する。

3 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

4 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

5 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

2 昭和二十五年九月一日において
現に、旧看護婦規則第二條各号に
該當する者、旧看護婦規則第二條
第二号の学校又は講習所において
修業中であつて、昭和二十六年三
月三十一日までに卒業するに至つ
た者は又は昭和二十五年九月一日以
後旧看護婦規則第二條第一号に該
當するに至つた者は、当分のう
ち、なお旧看護婦規則により都道
府縣知事の免許を受けることが可
能であるものとする。

3 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

4 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

5 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

2 前項の者については、この法律
中保健婦に関する規定を準用す
る。

3 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、保健婦國家試驗を
受けることができる。

4 第一項の規定に基く命令の規定
に違反し、保健婦若しくは助産婦
の業務上の義務を怠つた者又は業
務停止中の保健婦若しくは助産婦
であつてその業務をしたものは、
これを五千円以下の罰金に処す
る。

5 第一項の規定に基く命令の規定
に違反し、免許、登録又は届出に
関する必要な手続を怠つた者は、
これを五百円の罰金に処する。

2 前項の者については、この法律
中助産に関する規定（第三十一條
の二第二号の学校又は講習所にお
ける）に規定する業をなすことができ
る。

3 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、旧助産婦規則により助
産名簿に登録を受けた者は、第三
三十條の規定にかかるわらず、第三
條に規定する業をなすことができ
る。

4 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、旧助産婦規則第一
條の二第一号若しくは第二号に該
当する者又は旧助産婦規則第一
條の二第二号の学校又は講習所にお
ける

5 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、旧助産婦規則第一
條の二第一号若しくは第二号に該
当する者又は旧助産婦規則第一
條の二第二号の学校又は講習所にお
ける

第二項の規定を除く)を準用す
る。

3 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、助産婦國家試験を
受けることができる。

4 第一項の規定に基く命令とみなす
に違反し、免許を受けないで看護
婦の業務をした者は、これを六月
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

5 第一項の規定に基く命令とみなす
に違反し、免許を受けないで看護
婦の業務をした者は、これを六月
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

2 昭和二十五年九月一日において
現に、旧看護婦規則第二條各号に
該當する者、旧看護婦規則第二條
第二号の学校又は講習所において
修業中であつて、昭和二十六年三
月三十一日までに卒業するに至つ
た者は又は昭和二十五年九月一日以
後旧看護婦規則第二條第一号に該
當するに至つた者は、当分のう
ち、なお旧看護婦規則により都道
府縣知事の免許を受けることが可
能であるものとする。

3 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

4 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

5 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

2 前項の者については、この法律
中保健婦に関する規定を準用す
る。

3 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、保健婦國家試驗を
受けることができる。

4 第一項の規定に基く命令の規定
に違反し、保健婦若しくは助産婦
の業務上の義務を怠つた者又は業
務停止中の保健婦若しくは助産婦
であつてその業務をしたものは、
これを五千円以下の罰金に処す
る。

5 第一項の規定に基く命令の規定
に違反し、免許、登録又は届出に
関する必要な手続を怠つた者は、
これを五百円の罰金に処する。

2 前項の者については、この法律
中助産に関する規定（第三十一條
の二第二号の学校又は講習所にお
ける）に規定する業をなすことができ
る。

3 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、旧助産婦規則により助
産名簿に登録を受けた者は、第三
三十條の規定にかかるわらず、第三
條に規定する業をなすことができ
る。

4 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、旧助産婦規則第一
條の二第一号若しくは第二号に該
当する者又は旧助産婦規則第一
條の二第二号の学校又は講習所にお
ける

5 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、旧助産婦規則第一
條の二第一号若しくは第二号に該
当する者又は旧助産婦規則第一
條の二第二号の学校又は講習所にお
ける

いて修業中であつて、引き続き修
業し卒業するに至つた者は、当分
のうち、なお旧助産婦規則により
助産婦名簿に登録を受けることが
できる。

3 第一項の者は、第三十一條の規定
にかかるわらず、助産婦國家試験を
受けることができる。

4 第一項の規定に基く命令とみなす
に違反し、免許を受けないで看護
婦の業務をした者は、これを六月
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

5 第一項の規定に基く命令とみなす
に違反し、免許を受けないで看護
婦の業務をした者は、これを六月
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

2 昭和二十五年九月一日において
現に、旧看護婦規則第二條各号に
該當する者、旧看護婦規則第二條
第二号の学校又は講習所において
修業中であつて、昭和二十六年三
月三十一日までに卒業するに至つ
た者は又は昭和二十五年九月一日以
後旧看護婦規則第二條第一号に該
當するに至つた者は、当分のう
ち、なお旧看護婦規則により都道
府縣知事の免許を受けることが可
能であるものとする。

3 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

4 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

5 第一項の者には、第三十一條の規
定にかかる甲種看護婦國家試
験を受けることができる。

2 前項の者については、この法律
中保健婦に関する規定を準用す
る。

3 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、保健婦國家試驗を
受けることができる。

4 第一項の規定に基く命令の規定
に違反し、保健婦若しくは助産婦
の業務上の義務を怠つた者又は業
務停止中の保健婦若しくは助産婦
であつてその業務をしたものは、
これを五千円以下の罰金に処す
る。

5 第一項の規定に基く命令の規定
に違反し、免許、登録又は届出に
関する必要な手続を怠つた者は、
これを五百円の罰金に処する。

2 前項の者については、この法律
中助産に関する規定（第三十一條
の二第二号の学校又は講習所にお
ける）に規定する業をなすことができ
る。

3 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、旧助産婦規則により助
産名簿に登録を受けた者は、第三
三十條の規定にかかるわらず、第三
條に規定する業をなすことができ
る。

4 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、旧助産婦規則第一
條の二第一号若しくは第二号に該
当する者又は旧助産婦規則第一
條の二第二号の学校又は講習所にお
ける

5 第一項の者は、第十九條の規定
にかかるわらず、旧助産婦規則第一
條の二第一号若しくは第二号に該
当する者又は旧助産婦規則第一
條の二第二号の学校又は講習所にお
ける

いて修業中であつて、引き続き修
業し卒業するに至つた者は、当分
のうち、なお旧助産婦規則により
助産婦名簿に登録を受けることが
できる。

3 第一項の者は、第三十一條の規定
にかかるわらず、看護婦については、は
なお從前の例による。

4 第一項の規定に基く命令とみなす
に違反し、免許を受けないで看護
婦の業務をした者は、これを六月
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

5 第一項の規定に基く命令とみなす
に違反し、免許を受けないで看護
婦の業務をした者は、これを六月
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

2 昭和二十五年九月一日において
現に、旧看護婦規則第一條に規定する
看護婦については、はなお從前の例によ
る。

3 第一項の者は、第三十一條の規定
にかかるわらず、看護婦については、は
なお從前の例による。

4 第一項の規定に基く命令とみなす
に違反し、免許を受けないで看護
婦の業務をした者は、これを六月
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

5 第一項の規定に基く命令とみなす
に違反し、免許を受けないで看護
婦の業務をした者は、これを六月
以下の懲役又は五千円以下の罰金
に処する。

第四十條 保育院附属看護院
令(昭和二十二年政令第百二十
四号)は、これを廢止する。

第五十條 看護婦に置いて必要な事
項は、昭和二十五年八月三十日
までに、命令でこれを定める。

2 中助産に関する規定(第三十一條)
の二 第二号の学校又は講習所にお
ける前項の者については、この法律

当する者は旧助産婦規則第二号に該
するの第二号若しくは第二号に該
するものとする。

第六十條 男子である看護人につ
ては、この法律中看護に関する規
による。

定を準用する。

2 旧看護婦規則による看護人につ
いては、第五十三條及び第五十六
條の規定を準用する。

歯科衛生士法案

歯科衛生士法

第一條 この法律は、歯科衛生士の
資格を定め、もつて歯科疾患の予
防及び口くら衛生の向上を図ること
を目的とする。

第二條 この法律において歯科衛生士の
とは、都道府県知事の免許を受け
て、歯科医師(歯科医業をなすこ
とのできる医師を含む)の直接の
指導の下に、歯牙及び口くらの疾
患の予防処置として左に掲げる行
爲を行うことを業とする者をい

一 歯牙露出面及び正常な歯ぐきの
遊離縫下の附着物及び沈着物を機
械的操作によつて除去すること。
二 歯牙及び口くらに対して建物を
塗布すること。

第三條 歯科衛生士にならうとする
者は、歯科衛生士試験(以下試験
という。)に合格し、都道府県知事
の歯科衛生士免許(以下免許とい
う。)を受けなければならない。

第四條 つんば、おし又は盲の者に
は、免許を與えない。

二 前号に該当する者を除く外、
歯科衛生士の業務に觸り犯罪又
は不正の行爲があつた者
三 素行が著しく不良である者
四 精神病者、麻薬若しくは大麻

の中毒者又は傳性の疾病にかか
つてゐる者

第六條 都道府県に歯科衛生士籍を
備え、免許に関する事項を登録す
る。

第七條 免許は、歯科衛生士籍に登
録することによって、これをなす。

2 都道府県知事は、免許を與えたた
ときは、歯科衛生士籍に登録し、
歯科衛生士免許証(以下免許証と
いふ。)を交付する。

3 歯科衛生士は、毎年十二月三十
一日現在において、その氏名、住
所及び業務に從事する者について
は、その場所、その他省令で定め
る事項を、翌年一月十五日までに
その住所地の都道府県知事に届け
出なければならない。

4 歯科衛生士が、第四條の規定
に該当するときは、都道府県知
事は、その免許を取り消す。

5 前項の規定による取消処分を受け
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消し、又は期間を定め
て業務の停止を命ずることができ
る。

6 免許の聽取をした者は、聽取費
を作り、これを保存するとともに、
報告書を作成し、且つ、处分の決
定について都道府県知事に意見を
述べなければならない。

7 免許の申請、歯科衛生士籍の
登録、訂正及び抹消、免許証の交
付、書換交付、再交付及び返納並
びに住所の届出に関する事項は、
省令でこれを定める。

8 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消し、又は期間を定め
て業務の停止を命ずることができる。

9 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

10 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

11 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

12 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

13 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

14 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

15 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

16 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

17 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

18 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

19 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

20 歯科衛生士が、第五條各号の一
に該当し、又は歯科衛生士として
の品位を損するような行爲があつ
たときは、都道府県知事は、その
免許を取り消す。

弁明する機会が與えられなければ
ならない。この場合においては、
都道府県知事は、当該処分を受け
る者に対し、あらかじめ書面をも
つて、弁明をなすべき日時、場所
及び該処分をなすべき事由を通
知しなければならない。

5 前項の通知を受けた者は、代理
人を出頭させ、且つ、自己に有利
な証拠を提出することができる。

6 免許の聽取をした者は、聽取費
を作り、これを保存するとともに、
報告書を作成し、且つ、处分の決
定について都道府県知事に意見を
述べなければならない。

7 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

8 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

9 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

10 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

11 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

12 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

13 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

14 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

15 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

16 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

17 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

18 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

19 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

20 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

士学校を卒業した者

二 厚生大臣の指定した歯科衛生
士養成所を卒業した者

三 外國の歯科衛生士学校を卒業
し、又は外國において歯科衛生
士免許を得た者で厚生大臣が
前二号に掲げる者と同等以上の
知識及び技能を有すると認めた
もの

5 前項の通知を受けた者は、代理
人を出頭させ、且つ、自己に有利
な証拠を提出することができる。

6 免許の聽取をした者は、聽取費
を作り、これを保存するとともに、
報告書を作成し、且つ、处分の決
定について都道府県知事に意見を
述べなければならない。

7 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

8 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

9 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

10 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

11 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

12 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

13 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

14 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

15 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

16 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

17 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

18 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

19 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

20 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

もつて國民の健康な生活を確保す
るものとする。

二 厚生大臣の指定した歯科衛生
士養成所を卒業した者

三 外國の歯科衛生士学校を卒業
し、又は外國において歯科衛生
士免許を得た者で厚生大臣が
前二号に掲げる者と同等以上の
知識及び技能を有すると認めた
もの

5 前項の通知を受けた者は、代理
人を出頭させ、且つ、自己に有利
な証拠を提出することができる。

6 免許の聽取をした者は、聽取費
を作り、これを保存するとともに、
報告書を作成し、且つ、处分の決
定について都道府県知事に意見を
述べなければならない。

7 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

8 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

9 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

10 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

11 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

12 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

13 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

14 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

15 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

16 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

17 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

18 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

19 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

20 第二條に規定する業をしてはなら
ない。但し、歯科医師法(昭和二
十三年法律第一号)の規定に基
づいて都道府県知事に意見を
述べなければならない。

第三條 未成年者、禁治產者、準禁
治產者、つんば、おし又は盲の者
には免許を與えない。

第四條 左の各号の一に該当する者
には免許を與えないことがある。

一 精神病者又は麻薬若しくは大
麻の中毒者

二 被害者

三 前号に該当する者を除く外、
外、試験問題の作製、採点その他
試験の施行に関する必要な事務を
掌らせるものとする。

4 第二項又は第三項に規定する處
罰金以上の中の刑に処せられた者
又は改しゆんの情が顯著であると
きは、再免許を與えることができ
る、この場合においては、第七條
第一項又は第二項の規定を準用す
る。

5 第二項又は第三項に規定する處
罰金以上の中の刑に処せられた者
又は改しゆんの情が顯著であると
きは、再免許を與えることができ
る、この場合においては、第七條
第一項又は第二項の規定を準用す
る。

6 免許は、歯科医師は、毎年十二月三十
一日現在において、その氏名、住所
の全部又は一部を、都道府県知事の
に委任することができる。

7 厚生大臣は、歯科医師試験の実施
委員に、前項の規定によつて都道
府県知事に委任した事項を除く外、
試験問題の作製、採点その他
試験の施行に関する必要な事務を
掌らせるものとする。

8 試験は、左の各号の一に該当する者
には免許を與えない。

9 第二項試験の実施は、この法律は、歯科
医師法施行の日から、これを施行する。

10 日現在において、その氏名、住所
の住所地の都道府県知事を経由
して厚生大臣に届け出なければならない。

11 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

12 歯科医師は、毎年十二月三十
一日現在において、その氏名、住所
の住所地の都道府県知事を経由
して厚生大臣に届け出なければならない。

13 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

14 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

15 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

16 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

17 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

18 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

19 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

20 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

21 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

22 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

23 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

24 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

25 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

26 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

27 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

28 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

29 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

30 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

31 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

32 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

33 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

34 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

35 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

36 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

37 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

38 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

39 第七條歯科医師が、第三條に該當
するときは、厚生大臣は、その免
許を取り消す。

は、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて歯科医業の停止を命ずることができる。

3 前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を與えることができる。この場合においては、第六條

第二項及び第三項の規定を準用する。厚生大臣は、前三項に規定する处分をなすに当つては、あらかじめ医道審議会の意見を聽かなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する处分がなされるに当つては、当該处分を受ける者に、厚生大臣又は都道府県知事の指定した官吏若しくは更員又は医道審議会の委員に対して弁明する機会が與えられなければならない。この場合においては、厚生大臣又は都道府県知事は、當該处分を受ける者に対し、あらかじめ、書面を以て、弁明をなすべき理由を通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。弁明と聽取をした者は、聽取書を作り、これを保存すると共に、報告書を作成し、且つ、处分の決定について厚生大臣に意見述べなければならない。

7 第八條 この章に決定するもの外、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付及び返納並びに住

所の届出に関することは、省令でこれを定める。

第三章 試験

第九條 歯科医師國家試験は、臨床

上必要な歯科医学及び口くう衛生

に関する、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これ

を行う。

第十條 歯科医師國家試験及び歯科

医師國家試験予備試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを行う。

第十一條 歯科医師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の認定した大学にお

いて正規の歯学の課程を修めて卒業した者

二 歯科医師國家試験予備試験に合格した者で、合格した後一

年以上の診療及び口くう衛生に

関する実地修練を終したもの。

三 外國の歯科医学校を卒業し、又は外國で歯科医師免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、且つ、適当と認定したるもの。

第十二條 歯科医師國家試験予備試験は、外國の歯科医学校を卒業し、又は外國で歯科医師免許を得た者のうち前條第三号に該当しない者であつて、厚生大臣が適否と認定したものでなければ、これを受けなければならない。

第八條 この章に決定するもの

及び盲の者は、歯科医師國家試験及び歯科医師國家試験予備試験を

受けることができない。

第十四條 左に掲げる者について受けさせないことがある。

一 準養治産者

二 第四條各号の一に該当する者

科医師國家試験予備試験に関して、その行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十六條 この章に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に關して必要な事項及び実地修練に關して必要な事項は、省令でこれを定める。

第十七條 歯科医師でなければ、歯科業をなしてはならない。

第十八條 歯科医師又は、歯科医師又はこれに類似した名稱を用い得る者は、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に處する。

二 虚偽又は不正の事実に基いて

第一十九條 診療に從事する歯科医師は、診療治療の求があつた場合に

は、正当な事由がなければ、これ

を拒んではならない。

第二十條 歯科医師及び委員

は、他の診療に關するものは、その他の診療に關するものは、その病院又は診療所の管理者において、そ

の他の診療に關するものは、その

歯科医師において、五年間これを

保存しなければならない。

第二十一條 歯科医師は、診断

書の交付の求があつた場合は、正

当な事由がなければ、これ

を拒んではならない。

第二十二條 歯科医師は、診療

治療をなした歯科医師は、診断

書の交付の求があつた場合は、正

当な事由がなければ、これを拒ん

くは处方せんを交付してはならぬ。

第二十三條 歯科医師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるため、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験予備試験委員会を置く。

第二十四條 歯科医師國家試験予備試験委員は、歯科医師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験委員会を置く。

第二十五條 歯科医師國家試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験委員会を置く。

第二十六條 厚生大臣の諸間に關じて第一條の規定による実地修練に關する重要な事項を調查審議するために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験委員を置く。

第二十七條 歯科医師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるため、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験予備試験委員その他の歯科医師國家試験予備試験委員を置く。

第二十八條 歯科医師國家試験委員、歯科医師國家試験予備試験委員その他の歯科医師國家試験予備試験委員を置く。

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に處する。

一 第十七條の規定に違反した者

二 歯科医師免許を受けた者

は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

三 歯科医師又はこれに類似した名稱を用いたものであるときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

四 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

五 歯科医師又はこれに類似した名稱を用いたものであるときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

六 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

七 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

八 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

九 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十一 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十二 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十三 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十四 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十五 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十六 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十七 歯科医師免許を受けた者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

く。

第二十九條 歯科医師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるため、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験予備試験委員その他の歯科医師國家試験予備試験委員を置く。

第三十條 歯科医師國家試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験委員を置く。

第三十一條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

三 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

四 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

五 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

六 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

七 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

八 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

九 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十一 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十二 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十三 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十四 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十五 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十六 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十七 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十八 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十九 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十一 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十二 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十三 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十四 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

く。

第二十九條 歯科医師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるため、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験予備試験委員その他の歯科医師國家試験予備試験委員を置く。

第三十條 歯科医師國家試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験委員を置く。

三 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

四 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

五 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

六 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

七 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

八 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

九 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十一 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十二 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十三 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十四 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十五 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十六 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十七 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十八 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十九 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十一 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十二 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十三 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十四 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

く。

第二十九條 歯科医師國家試験予備試験に關する事務を掌らせるため、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験予備試験委員その他の歯科医師國家試験予備試験委員を置く。

第三十條 歯科医師國家試験に關する事務を掌らせるために、厚生大臣の監督に屬する歯科医師國家試験委員を置く。

三 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

四 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

五 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

六 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

七 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

八 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

九 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十一 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十二 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十三 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十四 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十五 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十六 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十七 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十八 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

十九 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十一 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十二 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十三 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

二十四 第三十條 第二十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に處する。

く。

きは、開設後十日以内に、診療所又は助産所所在地の都道府縣知事に届け出なければならない。

第九條 病院、診療所又は助産所の開設者が、その病院、診療所又は助産所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府縣知事に届け出なければならない。休止した病院、診療所又は助産所を開したときも同様である。

2 病院、診療所又は助産所の開設者が死亡し、又は失うの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡又は失うの届出義務者は、十日以内に、その旨をその所在地の都道府縣知事に届け出なければならない。

第十條 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業を行なうものである場合は医師に、歯科医業を行なうものである場合は歯科医師に、これを管理させなければならない。

2 病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が医業を行なうものである場合は医師に、歯科医業を行なうものであるときは医師に、主として医業を行うものであるときには、それが主として医業を行なうものであるときは医師に、主として歯科医業を行なうものであるときは歯科医師に、こゝで管理させなければならない。

第十一條 助産所の開設者は、助産婦に、これを管理させなければならない。

2 前項但書の規定によつて同時に十人以上の妊娠、産婦、又はよく婦を收容してはならない。但し、他に收容すべき適当な施設がない場合において、臨時應急の場合收容するときは、この限りでない。

2 前項但書の規定によつて同時に十人以上の妊娠、産婦、又はよく婦を收容した場合には、当該助産所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならぬ。但し、病院又は診療所所在地の都道府縣知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 病院又は診療所の開設者は、その他の物品の管理並びに患者、妊娠、産婦及びよく婦の收容につき遵守すべき事項については、省令でこれを定める。

2 第十四條 助産所の管理者は、同時に十人以上の妊娠、産婦、又はよく婦を收容してはならない。但し、他に收容すべき適当な施設がない場合において、臨時應急の場合收容するときは、この限りでない。

2 第十五條 病院又は診療所の開設者は、専属の薬剤師を置かなければならぬ。但し、病院又は診療所所在地の都道府縣知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 第十六條 医業を行なう病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府縣知事の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第十七條 前四條に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の管理者が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理並びに患者、妊娠、産婦及びよく婦の收容につき遵守すべき事項については、省令でこれを定める。

2 第十八條 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならぬ。但し、病院又は診療所所在地の都道府縣知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 第十九條 助産所の開設者は、嘱託医師を定めて置かなければならぬ。但し、病院又は診療所の管理者は、退満なく、その助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所を開設する場合は、この限りでない。

2 第二十條 病院、診療所又は助産所の管理者は、退満なく、その助

産所の管理ととなることができる者である場合は、自らその病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。但し、病院、診療所又は助産所を管理しなければならない。

2 病院、診療所又は助産所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。

2 助産所の管理者は、助産所に勤務する助産婦その他の従業者を監督し、その業務遂行に遺憾のないよう必要な注意をしなければならない。

2 第十一条 病院は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる人員及び施設を有し、且つ、記録を備えて置かなければならない。

2 第十二条 病院は、省令を以て定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

2 第十三条 病院又は診療所の管理者は、同一の患者を、四十八時間を超えて収容してはならない。但し、臨時應急の処置を施した患者であつて四十八時間以内に移送することが著しく困難であるものについては、この限りでない。

2 第十四条 病院の管理者は、四十八時間を超えて患者を收容した場合には、当該診療所の管理者は、遅滞なく、その診療所所在地を管轄する保健所の長にその旨を届け出なければならない。

2 第十五条 病院又は診療所の管理者は、妊娠、産婦及びよく婦の收容につき遵守すべき事項については、省令でこれを定める。

2 第十六条 病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。但し、病院に勤務する医師が、その病院に隣接した場所に居住する場合において、病院所在地の都道府縣知事の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第十七条 前四條に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の管理者が、その構造設備、医薬品その他の物品の管理並びに患者、妊娠、産婦及びよく婦の收容につき遵守すべき事項については、省令でこれを定める。

2 第十八条 病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、専属の薬剤師を置かなければならぬ。但し、病院又は診療所所在地の都道府縣知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 第十九條 助産所の開設者は、嘱託医師を定めて置かなければならぬ。但し、病院又は診療所の管理者は、退満なく、その助産所の開設者が、病院、診療所又は助産所を開設する場合は、この限りでない。

2 第二十條 病院、診療所又は助産所の管理者は、退満なく、その助

は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

2 第二十一條 病院は、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる人員及び施設を有し、且つ、記録を備えて置かなければならない。

2 第二十二条 病院は、省令を以て定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

2 第二十三条 前二條に定めるものの外、病院、診療所又は助産所の構造設備について、換氣、採光、照明、防濕、保安、避難及び清潔その他衛生上遺憾のないように必要な基準を省令で定める。

2 第二十四條 前項第六号の規定に基く省令の規定に違反した者については、政令で五千円以下の罰金の刑を科する旨の規定を設けることができる。

2 第二十四條 都道府縣知事は、病院、診療所又は助産所が清潔を欠くとき、又はその構造設備が第二十一條若しくは第二十二條の規定若しくは前條に基く省令の規定に違反し、若しくは衛生上有害若しくは保安上危険と認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずることができる。

2 第二十五條 厚生大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるとき、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、期間を定めて、その清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録その他の帳簿類

四 説義室

五 図書室

六 その他省令をもつて定める施設

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

第十二條 病院、診療所又は助産所の開設者が、病院、診療所又は助

所の管理者は、運営なく、その助

を収容した場合は、当該助産

第二十條 病院、診療所又は助産所

は、文書その他如何なる方法によ

る検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする当該官吏又は吏員は、その身

分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを

表示しなければならない。

第二十六條 前條第一項に規定する当該官吏又は吏員は、その身

分を示す証票を携帯し、且つ、関

係人の請求があるときは、これを

表示しなければならない。

第二十七條 前條第一項に規定する当該官吏又は吏員の職權を行わせ

るために、國及び都道府縣に医療監視員を置く。

2 医療監視員は、官吏又は都道府

縣の吏員のうちから、厚生大臣又

は都道府縣知事がこれを命ずる。

3 前二項に定めるもの以外、医療監視員に關し必要な事項は、省令

でこれを定める。

第二十八條 病院、又は收容施設を有する診療所若しくは助産所は、

その構造設備について、その所在

地を管轄する都道府縣知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後

でなければ、これを使用してはな

らない。

第二十九條 都道府縣知事は、左の各号の一に該當する場合において

は、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

一 開設の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

第三十一条 この章において、「公的

医療機関」とは、都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。

第三十二条 厚生大臣又は都道府縣知事の請問に應じて、医療機関の整備に関する重要な事項を調査審議するため、厚生省及び各都道府縣に、厚生大臣又は都道府縣知事の監督に屬する医療機関整備審議会を置く。

2 開設者が第二十四條又は二十五條の規定に基く命令に違反したと

き。

三 開設者が犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

2 都道府縣知事は、総合病院が第

四條第一項に掲げる要件を欠くに至つたときは、その承認を取り消すことができる。

第三十三条 第二十四條、第二十八條又は前條に規定する処分がなされ

るに當つては、当該処分を受ける者に、都道府縣知事の指定した吏員又はその他の者に対して弁明す

る機會が與えられなければならない。この場合においては、都道府

縣知事は、当該処分を受ける者に對し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理

人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3 弁明の聽取をした者は、聽取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、且つ、処分の決定について都道府縣知事に意見を述べなければならない。

4 都道府縣知事は、衛生上又は保

安上緊急の必要があると認めると

きは第一項の規定にかかわらず、直ちに該當処分をなすことができる。

この場合においては、当該処分を受けた者に対し弁明の機会が與えられなければならない。

第三十四条 厚生大臣は、医療の普及をはかるため特に必要があると認めるときは、都道府縣、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、その開設する公的医療機関について、予算の定める範囲内においてその設備に要する費用の一部を補助することができる。

第三十五条 厚生大臣は、医療機関整備審議会の意見を聽いた上、前條に規定する者に対し、公的医療機関を命ずることができる。

2 前項の場合においては、國庫は、

その他の公的医療機関運営審議会に

必要な事項は、政令でこれを定め

ること。

第三十六条 都道府縣知事の請問に

應じて、公的医療機関の運営に關する重要な事項を調査審議させるために、都道府縣知事の監督に属する公的医療機関運営審議会を置く。

2 前項各号に掲げる事項の外、厚

生大臣又は都道府縣知事は、公的

医療機関の開設者に対して、その運営に關して必要な指示をするこ

とができる。

第三十七条 厚生大臣は、公的医療機関の開設者が請求することので

きる診療の報酬に關して必要な定

2 前項の場合においては、國庫は、

予算の定める範囲内において、そ

の設置に要する費用の一部を補助する。

第三十八条 厚生大臣の諮問に應じて、前條に規定する診療の報酬に

関する事項を審議せらるるため、

厚生大臣の監督に属する診療報酬審議会を置く。

2 前項各号に掲げる事項を広告する

するに當つても、医師又は歯科医

師の技能、治療方法、経験又は學位に關する事項にわたつてはなら

ない。

第三十九條 医業、歯科医業

又は助産婦の業

務等の広告

は管理者に對して、左の事項を命

ずすることができる。

2 当該病院又は診療所の医療業

務に差支ない限り、その建物の

又は病院若しくは診療所に關して

は、文書その他如何なる方法によ

る聞問わざ、何人も左に掲げる事項を除く外、これを広告してはな

らない。

二 病理解剖室

三 研究室

器具を當該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させること。

二 医師法(昭和二十三年法律第

二号)第十一條又は歯科医師

法(昭和二十三年法律第一号)

歯科医師において厚生大臣の許可を受けたもの

2 厚生大臣は、前項第三号の規定による許可をなすに当つては、あらかじめ医道審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項第三号の規定による診療科名を廣告するときは、当該診療科名につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を併せて廣告しなければならない。

第四十一條 助産婦の業務又は助産所に関する事項は、文書その他如何なる方法によるを問わず、何人も左に掲げる事項を除く外、これを廣告してはならない。

一 助産婦である旨

二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

三 業務に從事する助産婦の氏名

四 就業の日時

五 収容施設の有無

六 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 前項第三号に掲げる事項を廣告するに當つては、その助産婦が、その助産所において常時業務に從事する者でない場合には、その業務に從事する日時を併せて廣告しなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を廣告するに當つても、助産婦の技能又は経験に関する事項にわたつてはならない。

第五章 罰則

第四十二條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項、第三十九條、

二 第四十條第三項又は四十一條の規定に違反した者

第四十條第三項又は四十一條の規定に違反した者

二 第十四條の規定に違反した者

三 第二十四條、第二十八條又は第二十九條の規定に基く命令又は処分に違反した者

四 第三十三条、当該官吏若しくは吏員

又はその職にあつた者が、故なく

第二十五条の規定による診療録又は助産録の検査に關し知得した医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

2 職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は公務員であつた者が、故なくその秘密を漏らしたときも、前項と同様である。

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

2 第三條、第四條第二項、第八條から第十三條まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十一條第二号から第十四号まで、第二十二條第一号から第五号まで又は第二十七條の規定に違反した者

第四十五條 第二十五条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏若しくは吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

3 前二項に該当する病院又は診療所の構造設備について、この法律施行の日から三年間は、なお旧法の規定によることができる。但し、構造設備に重大な変更を加える必要がある場合において、その

しても各本條の罰金刑を科する。

附 則

第四十六条 この法律は、医師法施行の日から、これを施行する。

第四十七条 國民医療法（昭和十七年厚生省令第十八号、以下旧規則といふ。）第二十一條の規定により開設の許可を受け、又は國民医療法施行規則（昭和十七年厚生省令第十四号、以下旧規則といふ。）第七条の規定により許可を受けた診療所又は患者二十人以上の收容施設を有する病院で十四條の規定により許可を受けたとみなされた診療所又は患者二十人以上の收容施設を有する病院であつて、この法律施行の際現に存するものは、これを第七條又は第八條の規定により病院又は診療所の開設の許可を受け、又は診療所の開設の届出をしたものとみなす。

第四十八条 この法律施行の際現に存する医業、歯科医業若しくは助産婦の業務又は病院若しくは診療所に関する廣告であつて、第三十九條、第四十条第三項又は第四十一條の規定に違反するものについては、この法律施行の日から六月間は、なお旧法の規定によることができる。

第四十九條 この法律の規定による法律施行の際現に存するもののみなす。但し、この法律施行の日から六月間は、なお旧法の規定によることができる。

第五十条 この法律施行の日から六月間は、なおこの法律の規定によつてたるものとみなす。

第五十一条 この法律施行前から引き続き休止をしている病院又は診療所については、旧法の規定によつて許可を受けたものとみなす。

第五十二条 この法律施行前死亡した、又は失そうの宣告を受けた病院又は診療所の開設者がある場合における休止の届出は、これをこの法律の相当規定によつてしたものとみなす。

第五十三条 この法律施行前死亡した、又は失そうの宣告を受けた病院又は診療所に該当するものであつて、この法律施行の際現に存するものについては、この法律施行の日から六月間は、なお從前の規定により、この法律施行の日までに旧規則第四十三條第二項の規定による届出をなさず、且つ、届出期間の満了していないものについては、なお從前の規定により、この法律施行の日までに旧規則第四十三條第二項の規定によつてなされたものとみなす。

第五十四条 この法律施行の日から六月間は、なおこの法律の規定によつてなされたものとみなす。

第五十五条 旧規則第五十七條又は第五十八條の規定によつてなされた処分は、これをこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。